

一般社団法人日本体力医学会
旅費、謝金等に関する申し合わせ

平成 26 年 9 月 18 日制定

- 1 この申し合わせは、一般社団法人日本体力医学会における旅費、謝金等について定める。
- 2 当該委員会等が、旅費、謝金等を管理する。
- 3 旅費、謝金の金額等については、文部科学省等の科学研究費補助金の定めに準じるものとする。
- 4 前項の申し合わせの金額を超える場合については、財務委員会において検討する。
- 5 この申し合わせの改廃は、理事会の決議を経て行う。

付則

この申し合わせは、平成 26 年 9 月 18 日より施行する。